

# 第6次山形市農業振興基本計画

## 《ダイジェスト版》

### 「市民の食とくらしを守る」

～美味しい山形の発信と未来につなげる元気な農業の創造～

## I 基本構想

### 1 策定の目的

農業の振興において地域の実情・特色に応じた施策を展開していくことが重要であり、県が示す方向性を考慮しつつ、山形市の農業が抱えている課題の解決と地域の特性や『強み』を伸ばしていくことが求められています。それらを実現するため、この計画では10年先の本市農業ビジョンを明確にし、取り組む方向性と施策を定めました。

### 2 計画の期間

平成29年度から平成38年度の10年間を計画期間としました。しかし、目標と到達度、現状などの検証を行いながら農業をめぐる情勢や社会情勢など急激な変化に対応するため、中間年の5年を基本に必要な見直しを行います。

### 3 基本理念

#### 「市民の食とくらしを守る」

農業には命の源である食料を生産するとともに、国土の保全等を担う役割があります。その役割を踏まえ、農業の振興を図り「市民の食とくらしを守る」ことを目指します。



## 4 メインテーマ（山形の農業の将来の姿）

### 「美味しい山形の発信と未来につなげる元気な農業の創造」

未来の子どもたちのために、自然豊かな国土を保全し活力ある農業・農村を取り戻せるようあらゆる施策を展開していきます。多様な経営体の育成・確保と農業所得の向上に向けてマーケットに対応した農業戦略の推進を図っていきます。また、多種多様な品質の高い農産物が生産されていることや県内最大の消費地を抱えていること、都市型農業・地産地消を推進する好条件であることなどの『強み』を活かす施策を推進していきます。さらに、高品質な農畜産物と山形のおいしい食文化の魅力を発信し山形ブランドの確立を図るとともに、市民が本市農業の一番の理解者・協力者となるよう、市民と農業をつなげるための施策を推進していきます。

## 5 基本目標

### (1) 持続的に発展する農業の確立

農業の持続的発展を図るため、意欲ある多様な経営体の育成・確保や、マーケットを意識した農畜産物の生産により所得の向上を図り、将来の世代へ引き継ぐための農業の確立を目指します。また、消費者ニーズに対応した安全・安心な農畜産物の安定生産を進め、信頼される産地づくりを目指します。

### (2) 地域の『強み』を活かした農林業の確立

豊かな自然に囲まれ、風雪害等の気象災害が少ない恵まれた環境の下、米・野菜・果樹等がバランスよく生産されていることなど、本市の特性を最大限に活かし、魅力ある農業を目指します。

林業については、水源の涵養や国土の保全・材木の生産など多面的な機能の維持増進を図ります。

### (3) 市民と農業をつなぎ健康で笑顔溢れるくらしの確立

県内最大の消費地を抱える都市型農業の利点を活かし地産地消を進め、命の源である食の大切さ、それを育む農業や自然の大切さを学び市民一人ひとりが健康な心と体で笑顔溢れるくらしの確立に向けて、市民が『農』を身近に感じられる農業を目指します。

## II 基本計画

### 1 基本計画

#### (1) 持続的に発展する農業の確立

目 標	施 策
農業経営体の育成・確保	1 認定農業者の育成確保 3 就農によるUIJターンの移住・定住の促進や壮年層の就農支援の推進 5 農業経営基盤の強化 2 次世代を担う後継者及び新規就農者の育成確保 4 農地所有適格法人等の育成・確保 6 労働力の確保
安全・安心で安定的な農畜産物の生産	1 品質が確保された安全・安心な農畜産物の生産 2 安定した生産量の確保
競争力のある農業の確立	1 マーケットを意識した農畜産物の生産 3 新たな品目への取り組み 5 優良農地の保全 2 省力化・低コスト化の推進 4 国内外への販路拡大
農業・商業・工業等の連携による新たな価値の創造	1 6次産業化の推進 2 新たな地域ビジネスの創出に向けた農商工等の連携強化

(2) 地域の『強み』を活かした農林業の確立

目 標	施 策
作物別の振興	1 消費者ニーズに合った米づくりの推進 2 土地利用型作物の安定生産 3 野菜・果樹・花きの生産振興 4 畜産の振興
中山間地域の振興	1 持続的な担い手の確保 2 地域の『強み』を活かした農業の振興 3 鳥獣被害防止の推進 4 多面的機能のさらなる推進
環境にやさしい農業の推進	1 環境にやさしい農業の推進 2 多面的機能のさらなる推進（再掲）
森林の活用・保全	1 森林の活用・保全

(3) 市民と農業をつなぎ健康で笑顔溢れるくらしの確立

目 標	施 策
食育・地産地消の推進	1 食育・地産地消の推進 2 都市型農業の『強み』を活かした出荷の推進
市民と農との交流	1 農業とのふれあいの推進

## Ⅲ 計画の推進と進行管理

### 1 市・農業者・農業団体・市民・事業者の役割

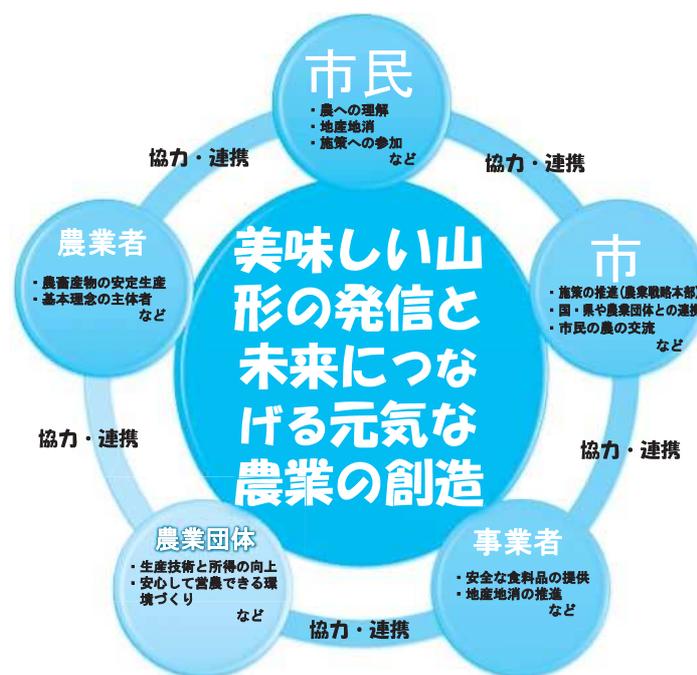
本計画の施策の実施にあたっては、市・農業者・農業団体・市民・事業者の連携により、それぞれの役割のもとで推進するものとします。

### 2 計画の推進体制

本計画に基づく施策を推進するため、行政・農業者・農業関係団体・学識経験者等で構成する「山形市農業戦略本部」で、具体的な施策を検討し推進するものとします。

### 3 計画の進行管理

本計画に掲げる目標を達成するため、具体的な施策を計画的・効率的に実施するとともに、施策の進捗状況や数値目標の達成状況等を随時点検・把握し、山形市農業戦略本部に報告して、進行管理を行います。



# 第6次山形市農業振興基本計画 体系図

現状・課題

基本理念

基本目標

施策

取り組み

市民の食とくらしを守る  
メインテーマ

美味しい山形の発信と未来につなげる元気な農業の創造

- ・収益性の低さ
- ・ランニングコストの増加

- ・安全・安心な志向の高まり
- ・消費者の米離れ
- ・販売ルートが多様化

- ・担い手・後継者不足
- ・高齢化の進行

- ・過疎化の進行
- ・鳥獣被害の増加
- ・耕作放棄地の増加

- ・異常気象の頻発
- ・6次産業化のハードルの高さ

- ・多種多様な農産物の生産
- ・農産物に適した気象条件
- ・産地と県内最大の消費地が隣接
- ・居住環境が恵まれている

## 持続的に発展する農業の確立

### 農業経営体の育成・確保

- 認定農業者の育成・確保
- 次世代を担う後継者及び新規就農者の育成・確保
- 就農によるU/Iターンの移住・定住の促進や壮年層の就農支援の推進
- 農地所有適格法人等の育成・確保
- 農業経営基盤の強化
- 労働力の確保

- ・認定農業者の経営メリット(優遇措置)の普及・啓発ほか
- ・後継者育成事業の推進ほか
- ・移住・定住者の就農促進ほか
- ・集落営農の促進ほか
- ・経営安定化に向けた複合経営の促進ほか
- ・作業ピーク時の労働力の確保

### 安全・安心で安定的な農畜産物の生産

- 品質が確保された安全・安心な農畜産物の生産
- 安定した生産量の確保

- ・各種GAPの取得促進ほか
- ・戦略農産物の団地化による農産物生産体制の確立ほか

### 競争力のある農業の確立

- マーケットを意識した農畜産物の生産
- 省力化・低コスト化の推進
- 新たな品目への取り組み
- 国内外への販路拡大
- 優良農地の保全

- ・マーケット調査に基づく消費者動向の把握ほか
- ・労務軽減と労働時間短縮のための技術導入促進ほか
- ・新たな戦略農産物の決定(再掲)ほか
- ・品目の特性を踏まえた戦略販売の推進ほか
- ・農用地の適正な保全・管理ほか

### 農業・商業・工業等の連携による新たな価値の創造

- 6次産業化の推進
- 新たな地域ビジネスの創出に向けた農工商等の連携強化

- ・6次産業化の推進
- ・DMOとの連携強化ほか

## 地域の「強み」を活かした農林業の確立

### 作物別の振興

- 消費者ニーズに合った米づくりの推進
- 土地利用型作物の安定生産
- 野菜・果樹・花きの生産振興
- 畜産の振興

- ・高品質で競争力のある米づくりの推進ほか
- ・水田畑地化の推進(再掲)ほか
- ・戦略農産物の生産振興ほか
- ・優良種の導入や人工授精などによる家畜改良の促進ほか

### 中山間地域の振興

- 持続的な担い手の確保
- 地域の「強み」を活かした農業の振興
- 鳥獣被害防止の推進

- ・多様な担い手の確保
- ・地域の「強み」を活かした戦略農産物の促進ほか
- ・鳥獣被害防止の推進

### 環境にやさしい農業の推進

- 多面的機能のさらなる推進
- 環境にやさしい農業の推進

- ・国土保全や景観形成などのための農村環境保全の促進(再掲)ほか
- ・環境保全型農業の推進ほか

### 森林の活用・保全

- 多面的機能のさらなる推進(再掲)
- 森林の活用・保全

- ・国土保全や景観形成などのため農村環境保全の促進(再掲)ほか
- ・森林の活用・保全

## 市民と農業をつなぎ健康で笑顔溢れるくらしの確立

### 食育・地産地消の推進

- 食育・地産地消の推進
- 都市型農業の「強み」を活かした出荷の推進

- ・食育・地産地消の推進
- ・直売所等の活用・促進

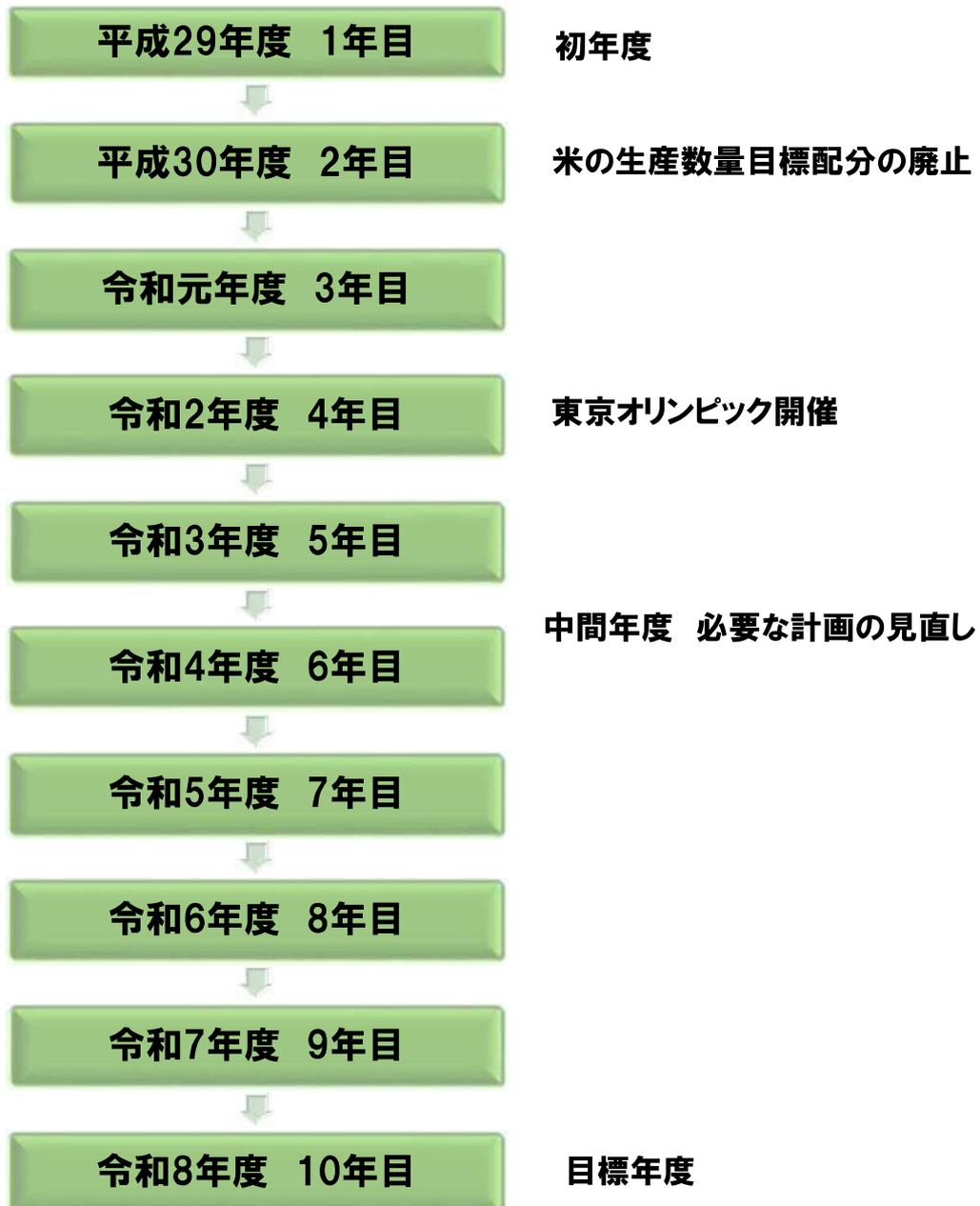
### 市民と農との交流

- 農業とのふれあいの推進

- ・農に関するイベントの開催ほか

#### 第4 計画の期間

平成29年度から令和8年度の10年間を計画期間とします。しかし、目標と到達度、現状などの検証を行い中間年の5年を基本に、農業をめぐる情勢や社会情勢など急激な変化に対応するため必要な見直しを行うものとします。



# みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

## 現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5)  
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)  
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

## 目指す姿と取組方向

### 2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

### 戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

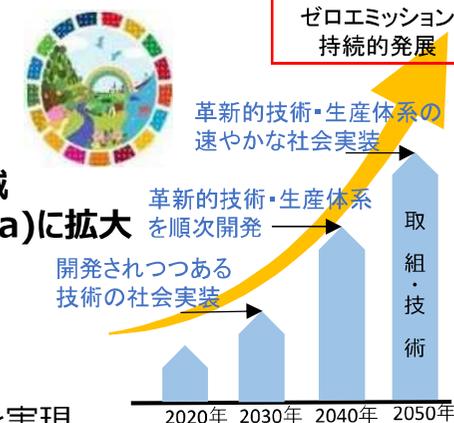
今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



## 期待される効果

### 経済

#### 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

### 社会

#### 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

### 環境

#### 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンsoon地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

# みどりの食料システム戦略の進め方

○KPIに向けて、中長期的に各種新技術の開発・実装を進めイノベーションを創出

<KPI>	現在	2030年	2040年	2050年
温室効果ガス削減	①農林水産業のCO <sub>2</sub> ゼロエミッション化（2050）	新技術の開発 （燃料電池、代替燃料、蓄熱・放熱効率化等）	新技術の普及	
	②農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立（2040）			
	③化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行（2050）	既存技術の普及 （ヒートポンプ、再生エネルギー等）		
	④我が国の再生エネルギー導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生エネルギーの導入（2050）			
農業	⑤化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減（2050）	新技術の開発 〔スマート施肥、除草ロボット、低リスク農薬、 総合的病害虫管理の高度化等〕	新技術の普及	
	⑥化学肥料使用量の30%低減（2050）			
	⑦耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大（2050）	既存技術の普及 〔土づくり、総合的病害虫管理、 堆肥の広域流通、栽培暦の見直し等〕		
食品産業	⑧事業系食品ロスを2000年度比で半減（2030）	業界ガイドライン、投融資・ 助成措置等で推進 〔商習慣見直し、フードバンク ・ICT・自動化、共同物流 ・原料調達の調査 等〕	引き続き食品ロス削減等を推進	
	⑨食品製造業の労働生産性を3割以上向上（2030）			
	⑩飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合を10%に縮減（2030）			
	⑪食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現（2030）			
林野	⑫林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を3割（2030） 9割以上（2050）に拡大	森林法令等個別法で対応 （エリートツリーの増産拡大、木材利用の促進 等）		
	⑬高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化（2040）			
水産	⑬漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復（2030）	水産法令等個別法で対応 （資源管理ロードマップに基づく推進、人工種苗・配合飼料等の開発 等）		
	⑭二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現（2050） 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換（2050）			

- **同意市町村（基本構想を作成している市町村）**は、地域における農業の将来の在り方等について、**協議の場**を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「**地域計画**」（人・農地プラン）を策定（**情勢の推移**に応じ、**随時変更**が可能）
- 地域計画は、**施行日**（令和5年4月1日を予定）から**2年以内**（令和7年3月末までを予定）に策定

### 地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、**自然的経済的社会的諸条件**を考慮した**区域ごと**に、**農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区**等の関係者による**協議の場**を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理  
 緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ  
 茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

### 同意市町村が地域計画を策定

○同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

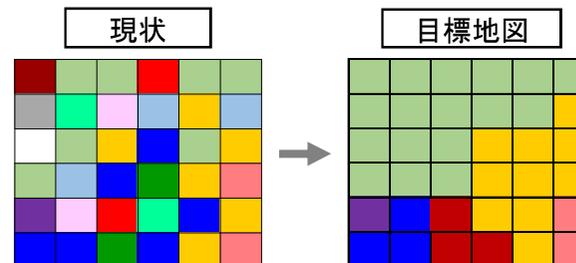
- ①地域計画の**区域**
- ②①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**等

○同意市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成

（**情勢の推移**に応じ、**随時変更**が可能）

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

※地域計画の策定は、**市街化区域**については行われ**ない**。